

## 本協会の職員数及び給与に関する情報の公表について

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号（いわゆる「行革推進法」）第57条の規定の趣旨に基づき）標記の事項について下記のとおり公表します。

### 記

- 1 事務局職員数 2名
- 2 職員の給与に関する情報  
常務理事兼事務局長の給与 富山県職員行政職給与表2級11号相当

以上